

規則第9号

独立行政法人国立印刷局の標準的な役職を定める規則を次のように定める。

平成21年3月30日

理事長 仁 尾 徹

独立行政法人国立印刷局の標準的な役職を定める規則

独立行政法人国立印刷局における国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項の標準的な役職は、次の表の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第2欄に掲げる機関等に存する同表の第3欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	機関等	職制上の段階	標準的な役職
1 2の項から5の項までに掲げる職務以外の職務	1 独立行政法人国立印刷局組織規則(平成15年規則第2号。以下「組織規則」という。)第2条第1項に規定する本局(本局に置かれる研修センター及びみつまた調達所を除く。以下「本局」という。)	1 本局の室、部及び課の長の属する職制上の段階	部長
		2 本局の部の業務を分掌するグループの長及び前号に規定する役職の指揮監督を受け、次号から第5号までに規定する役職のつかさどる業務を整理する役職の属する職制上の段階	グループリーダー
		3 前号に規定する役職の指揮監督を受け、次号及び第5号に規定する役職のつかさどる業務を整理する役職の属する職制上の段階	主任専門官
		4 前2号に規定する役職の指揮監督を受け、次号に規定する役職のつかさどる業務を整理する役職及び本局の課の業務を分掌する係の長の属する職制上の段階	専門官
		5 前3号に規定する役職の指揮監督を受ける役職の属する職制上の段階	係員
	2 組織規則第2条第3項に規定する研修センター	6 研修センターの長の属する職制上の段階	センター長
		7 研修センターのセンター長を助け、研修センターの業務を整理する役職の属する職制上の段階	副センター長
		8 研修センターの業務を分掌するグループの長の属する職制上の段階	グループリーダー
		9 前号に規定する役職の指揮監督を受け、次号に規定する役職のつかさどる業務を整理する役職の属する職制上の段階	専門官
		10 前2号に規定する役職の指揮監督を受ける役職の属する職制上の段階	係員
	3 組織規則第17条第1項に規定するみつまた調達所	11 みつまた調達所の長の属する職制上の段階	みつまた調達所長

	つまた調達所	1 2 前号に規定する役職の指揮監督を受け、次号に規定する役職のつかさどる業務を整理する役職の属する職制上の段階	専門官
		1 3 前2号に規定する役職の指揮監督を受ける役職の属する職制上の段階	係員
	4 組織規則第3条第1項に規定する業務運営機関	1 4 業務運営機関の長の属する職制上の段階	工場長
		1 5 業務運営機関の部の長の属する職制上の段階	部長
		1 6 部の業務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
		1 7 課の業務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
		1 8 係長を助け、次号及び第20号に規定する役職のつかさどる業務を整理する役職の属する職制上の段階	副係長
		1 9 係の業務を分掌する作業の長の属する職制上の段階	作業長
	2 0 前号に規定する役職の指揮監督を受ける役職の属する職制上の段階	係員	
2 図案作成及び原版彫刻等の工芸的業務を行う職務	本局	1 特に重要な図案作業又は彫刻作業に当たる役職の属する職制上の段階	特別工芸官
		2 特に高度な図案作業又は彫刻作業に当たる役職の属する職制上の段階	上席工芸官
		3 高度な図案作業又は彫刻作業に当たる役職の属する職制上の段階	工芸官
		4 図案作業又は彫刻作業に当たる役職の属する職制上の段階	工芸職員
3 理学又は工学に関する専門的科学的知識と創意等をもって試験研究及び調査研究の業務並びに研究の補助業務を行う職務	組織規則第3条第1項に規定する研究所（以下「研究所」という。）	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を独立して行う役職の属する職制上の段階	首席研究員
		2 特に高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う役職の属する職制上の段階	統括研究員
		3 特に重要な事項の研究、開発又は設計に当たる役職の属する職制上の段階	主任研究員
		4 重要な事項の研究、開発又は設計に当たる役職の属する職制上の段階	副主任研究員
		5 研究、開発又は設計に当たる役職の属する職制上の段階	研究職員
4 診療業務及び健康管理業務を行う医師の職務	本局及び業務運営機関	1 業務運営機関の診療所長の属する職制上の段階	診療所長
		2 前号に規定する役職の指揮監督を受ける役職の属する職制上の段階	医師
5 保健指導、看護等の業務を行	本局及び業務運営機関	1 次号に規定する役職を指揮し、看護に当たる役職の属する職制上の段階	看護主事

う保健師、看護師及び准看護師の職務	2 前号に規定する役職の指揮監督を受け、次号に規定する役職を指揮し、看護に当たる役職の属する職制上の段階	主任看護師
	3 前号に規定する役職の指揮監督を受け、看護に当たる役職の属する職制上の段階	看護師

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日一部改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月27日一部改正）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日一部改正）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第2条～第6条 （略）

- 改正 （22. 3. 30 規則第9号） 施行22. 4. 1
（23. 3. 30 規則第16号） 施行23. 4. 1
（24. 11. 27規則第19号） 施行24. 12. 1
（25. 3. 19規則第3号） 施行25. 4. 1
（26. 3. 20規則第8号） 施行26. 4. 1
（27. 3. 31規則第5号） 施行27. 4. 1
（28. 3. 17規則第3号） 施行28. 4. 1
（2. 3. 6規則第2号） 施行2. 4. 1
（4. 3. 18規則第6号） 施行4. 4. 1
（5. 3. 28規則第13号） 施行5. 4. 1